

平成二十九年五月十九日受領
答弁第三〇三号

内閣衆質一九三第三〇三号

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍晋三内閣総理大臣の憲法改正に関する認識と「読売新聞に書いてありますから、ぜひそれを熟読していただきたい」との答弁及び安倍首相本人の衆議院憲法審査会出席に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍晋三内閣総理大臣の憲法改正に関する認識と「読売新聞」に書いてありますから、ぜひそれを熟読していただきたい」との答弁及び安倍首相本人の衆議院憲法審査会出席に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の平成二十九年五月八日の衆議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁は、内閣総理大臣として国会に出席する義務を負っているのは、行政の長として答弁又は説明するためであり、国会は自由民主党総裁としての考えを詳細に述べる場ではないと考えている、との趣旨を述べたものである。いずれにせよ、自由民主党総裁としての発言に関するお尋ねについては、お答えすることは差し控えたい。